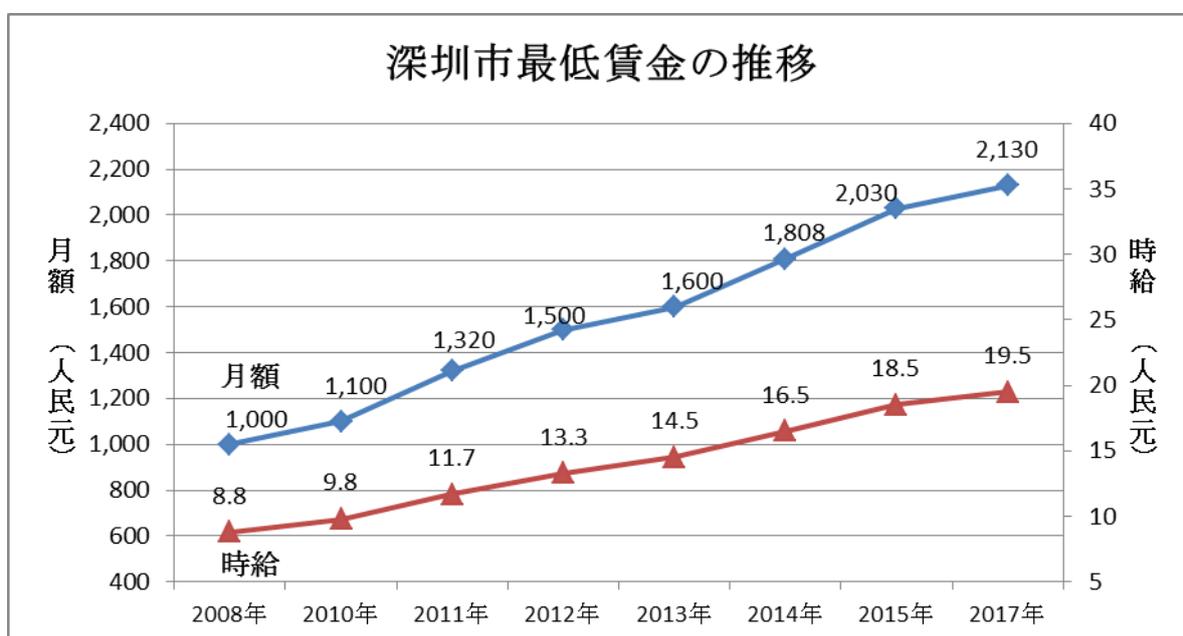


【香港駐在員事務所／華南】

「2017年中国広東省深圳市の最低賃金基準引上げ」について

広東省深圳市の人力資源・社会保障局は2017年4月1日、「2017年深圳市最低賃金の基準引上げ」を発表しました。今回の発表により、2017年6月1日から、深圳の最低賃金基準は2,130人民元／月(約34,700円、1元=16.3円)に引上げとなります(現行比+4.9%)。現在、全国で最低賃金が月額2,000円を越えているのは上海と深センの2市のみです。一方、広東省全体は2018年まで現行賃金を据え置く方針を示しています(広東省内では深圳市だけが最低賃金を独自に設定しています)。



上海、深圳および広東省他地域における最低賃金月額推移

(単位: 元)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
上海	1,120	1,280	1,450	1,620	1,820	2,020	2,190	2,300
深圳	1,100	1,320	1,500	1,600	1,808	2,030	-	2,130
広州	1,030	1,300	-	1,550	-	1,895	-	-
珠海	920	1,100	-	1,310	-	1,650	-	-
佛山、東莞、中山	920	1,100	-	1,310	-	1,510	-	-
汕頭、惠州、江門、肇慶	810	950	-	1,130	-	1,350	-	-
韶關、河源、梅州、汕尾、陽江、茂名、湛江、清遠、潮州、揭陽、雲浮	710	850	-	1,010	-	1,210	-	-

【出所: 各地方政府、人力資源および社会保障部門のHPより】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載